

会計年度任用職員の病気休暇の有給化について（案）

1. 改正内容

会計年度任用職員の病気休暇について、現行の無給の取り扱いから有給に変更する。

※付与日数等については変更なし

【参考】会計年度任用職員の病気休暇

（1）対象

6月以上の任期が定められている 又は6月以上継続勤務している職員

（2）付与日数

勤務日数等に応じ、最大10日付与

2. 実施時期

令和7年4月1日